

大分市総合計画第2次基本計画検討委員会 第2回 教育・文化部会 議事録

◆ 日 時 令和元年8月23日(金) 9:30～11:30

◆ 場 所 大分市役所議会棟3階第5委員会室

◆ 出席者

【委員】50音順

伊藤 安浩(部長)、疇谷 憲洋(副部長)、赤峯慎太郎、安東 房吉、石橋 紀公子
井本 望、高橋 旺賀、林 美紀(計9名)

【事務局】

企画課参事補 足立 威士、同主査 生野 宏樹、同主査 石川 ゆかり(計3名)

【プロジェクトチーム】

文化国際課主査 渡邊 耕三、スポーツ振興課主任 嘉名 竜馬
教育総務課主任 園田 哲也、学校教育課指導主事 中原 陽子
社会教育課主査 西山 栄太郎(計5名)

【オブザーバー】

文化国際課、学校施設課、体育保健課、文化財課、大分市教育センター、美術振興課

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会

2. 議事

(1)大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略について

(2)各節の検討

第1章 豊かな人間性の創造

第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

第2節 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

第2章 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

(3)その他

《第2回 教育・文化部会》

事務局

それでは、おはようございます。

ただいまから大分市総合計画第2次基本計画検討委員会第2回教育・文化部会を開催いたします。着座にて説明、進行させていただきます。

まず、開会に当たりまして、本日は小野委員が当初から所用のため欠席ということで連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。また、安東委員につきましては連絡がなく、確認をとっておりますので、ご了承願います。

また、本日は、私たち事務局プロジェクトチームのほかに、学校施設課、体育保健課、文化財課、美術振興課、大分市教育センター、文化国際課の職員も来ております。ご質問等の際には、課の担当のほうからお話しさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

そのほかに、本検討委員会の公開につきましてお知らせがあります。本市におきましては、市民の市政に対する理解と関心を高め、開かれた市政を推進するために、各種会議の公開を行っております。本検討委員会も、広く市民の皆様にご意見をいただきたいという観点から会議の公開と傍聴を行ってまいりたいと考えております。本日は傍聴者の方はいらっしゃいませんが、録音させていただいて、議事録としてホームページに公開することとしておりますので、ご了解のほどお願いいたします。

次に、お手元に配付している資料の確認をいたします。まず、本日の次第、A4縦のものになります。また、A4横の座席表、続きまして、総合計画の進捗状況一覧というA4縦のものであります。また、人口ビジョンと書かれた冊子、それから、総合戦略素案と書かれている冊子、そしてA3横の大分市総合戦略の概要版と書かれたカラーの冊子、そしてA3横の新旧対照表、そして部会の今後の予定と書かれた資料ですね。それと質問事項等記入様式となっております。

配付数が多いですが、皆さん、全てでございますでしょうか。途中でない場合は、またおっしゃっていただければと思います。

こちらの総合計画の進捗状況一覧と書かれた冊子をご覧ください。A4縦ですね。こちらは、現総合計画の42施策に設定されております目標設定に関する策定当時の現状値、そして、平成30年度末における進捗状況、最後に今年度为目标年度する目標値を表したものとなります。本日はこれについて具体的な説明をいたしません、これからの議論の参考にしていただければと思います。

それでは、早速議事に入ります。議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、伊藤部会長、よろしくお願いたします。

部会長

それでは、改めておはようございます。本日から本格的な議論になるとと思いますので、積極的なご意見を願います。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議事の1番目、大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略について、事務局より説

明をお願いします。

それでは、早速、大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略についてご説明申し上げます。

初めに、大分市人口ビジョンについてでございます。こちらの冊子をご覧ください。大分市人口ビジョンと書かれた冊子でございます。

こちらは、平成28年3月に策定しました大分市人口ビジョンに直近のデータを加えるなど、現時点における時点修正を行ったものでございます。

1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

人口ビジョンの位置づけ、対象期間など、大きく分けて4部構成となっております。それでは、1ページからご説明します。

人口ビジョンの位置づけと対象期間です。人口ビジョンは、大分市総合戦略を策定するに当たり、本市の人口の現状を分析し、将来を展望するものであり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた重要な基礎となるものと位置づけております。また、本市の最上位計画である大分市総合計画の策定に当たりましても重要な基礎となるものです。

対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060年とします。

ここからは、前回策定した当時から状況が変化した箇所を中心にご説明いたします。

4ページをご覧ください。人口動態についてですが、出生や死亡からなる自然動態と大分市への転入と大分市からの転出からなる社会動態の二つの推移を記載しております。

最初に、自然動態ですが、出生数は1973年をピークに減少し、近年ではほぼ横ばいの状態となっておりますが、死亡数は年々増加し、2017年には出生数を上回り、自然動態は減少に転じました。

次に、社会動態については、転入超過が続いていましたが、2014年、2018年は転出者が転入者を上回り転出超過となっております。

5ページは、大分市と県内市町村との人口移動の状況で、転出者、転入者ともに別府市が最も多い状況です。

次に、6ページに行きまして、大分市と県外との人口移動の状況で、転出者、転入者ともに福岡県が最も多く、また、国外からの転入者が大きく増え、転入者が転出者を上回っております。

7ページは、年齢、階級別の人口移動の状況で、転入者では60歳以上が多くなり、転出者では二十歳から24歳が多い状況です。

続いて、少し飛びまして13ページをご覧ください。大分市の将来人口の推計です。2015年の国勢調査を基本とし、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の数値を用い、将来人口を推計しています。社人研推計によりますと、このままの状況で人口が推移していけば、2045年には大分市の人口は43万4,000人となり、2015年比で4万4,000人の減少となると予測されております。また、生産年齢人口は減少、老年人口は増加し、高齢化率はおよそ36%に達すると予測されております。

それでは、また飛びまして、21ページをご覧ください。目指すべき将来の方向です。基本的視点ですが、人口減少への対応は二つの方向性が考えられます。一つが出生者数

を増加させ、人口構造そのものを変えること。もう一つは、首都圏への転出者の抑制と地方への転入者の増加を図ること。この二つの対応を同時に進めていくことが重要でありまして、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組んで、人口減少のカーブをできるかぎり緩やかにしていきます。

続いて、22ページをご覧ください。本市の将来展望につきまして、自然増については大分県の合計特殊出生率を踏まえ、2030年までに合計特殊出生率を2.0程度、2040年には2.3程度まで高めることとします。社会増につきましては、県外からの転入者を増やすことを目指してまいります。このように、自然増対策と社会増対策に取り組むことにより、2060年の大分市の人口45万人程度を目指すこととしております。

なお、今回の修正に当たりましては、国が人口ビジョンの見直しを行わないという方針であることに加えまして、本市におきましては、社人研の推計によると、青色の折れ線グラフのとおり、前回よりも今回の人口推計のほう为上振れしているということなどから、引き続き目標値は変えずに、2060年には人口45万人を目指すこととしております。

事務局

人口ビジョンの説明は以上としまして、次に、第2期大分市総合戦略についてご説明いたします。資料は、本日お配りしました第2期大分市総合戦略素案という、こちらのA4の縦の冊子になります。

冊子の1ページをお開きください。まず、(1)総合戦略を策定する趣旨についてです。我が国では少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、地方創生を重要政策として掲げ、人口減少の克服に取り組んでおります。本市におきましても、ついに人口が減少局面に入中、地方創生の実現に向けた切れ目のない取り組みが求められていることから、地方創生のより一層の充実強化に取り組むため、第2期大分市総合戦略を策定するものです。

次に、(2)総合戦略の役割、位置づけです。総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定するもので、2060年に45万人を目指す大分市人口ビジョンを踏まえ、本市のまち・ひと・しごと創生に向けた目標や施策等を取りまとめ、それらを集中的、重点的に推進する計画と位置づけております。

また、対象期間につきましては、2020年度から2024年度までの5年間とします。

続きまして、大分市総合計画と大分市総合戦略との関係についてご説明します。この資料は、第1回目の部会のほうでお配りしておりました資料で、ファイルの中にございますでしょうか。A3カラーの横の資料になっております。資料が多くて申しわけございません。

総合計画と総合戦略の概要と関連性というタイトルが上に書かれております。

では、ご説明申し上げます。

大分市総合計画は、本市の最上位計画であり、総合戦略は個別計画という位置づけとなっております。しかしながら、総合戦略は、人口減少対策等に優先的かつ重点的に取り組み、将来の大分市が自立的で持続可能なまちであり続けるための計画であり、また、

さまざまな分野に関連しますことから、都市像の実現に寄与する重要な計画であると考えております。

総合戦略の策定に当たりましては、資料右下の黄色の矢印のところになりますが、総合計画の各施策の内容と整合を図りながら策定するとともに、その矢印の先にありますように国や県の総合戦略を勘案する必要もございます。

続きまして、資料はまた変わりました、本日お配りしました第2期大分市総合戦略素案の概要、今日お配りしたA3カラーの横になります。こちらで戦略の概要についてご説明申し上げます。

まず、素案作成の考え方ですが、先ほどご説明しましたとおり、大分市総合計画の中から、人口減少の克服や地方創生に直接つながり、優先的かつ重点的に取り組むものを抽出しております。また、国の総合戦略の基本方針2019で示された未来技術や人材育成、誰もが活躍できる地域社会といった六つの新たな視点を勘案しております。

次に、素案の概要についてでございますが、基本目標を四つ掲げており、一つ目は、しごととにぎわいをつくる。二つ目は、人を大切に、次代を担う若者を育てる。三つ目は、いつまでも住み続けたいまちをつくる。四つ目は、安全・安心な暮らしを守り、未来をつくるとしており、この基本目標の達成に向けて、特に重要な指標として企業誘致件数や合計特殊出生率といった数値目標を設けております。

また、四つの基本目標の下には、工業、商業、サービス業の振興や農林水産業の振興といった基本的な施策により構成されておりました、基本目標の達成に向けて、それぞれの施策に取り組むこととしております。

現在、国においても、第2期の総合戦略の策定を進めており、現行の四つの基本目標の枠組みは引き続き維持するとされておりますので、大分市の総合戦略においても同様に、四つの基本目標といった枠組みは維持することとしております。

ここで委員の皆様、こちらの大分市総合戦略について、この部会でどのように議論していただくかという点についてご説明いたします。

基本的には、総合戦略だけを議論していただくことは考えておりません。と申しますのも、先ほどご説明しましたように、大分市総合計画、最上位計画の中から人口減少の克服などに直接つながる施策を抽出したものが総合戦略となるため、総合計画の議論をしていただく中で、総合戦略に関連する内容につきましても、地方創生を実現するという観点を考慮して議論していただければと考えております。

また、参考までに、資料の一番右に関連する部会名を記載しております。

なお、総合戦略の四つの基本目標を初めとする総合戦略全般については、総務部会のほうでご議論いただくこととしております。

続きまして、また資料が変わるんですが、大分市総合戦略の素案からどのような内容を抽出したか、抽出した内容等についてご説明します。本日お配りしました新旧対照表というA3横の資料をご覧ください。

こちらの3ページをご覧くださいますと、主な取り組みが記載されております。そして、それぞれの取り組みのうち、アルファベットの丸Sと書いたマークがついているものが総合戦略に抽出した内容となっております。ですので、3ページの取り組みについては、全て総合戦略に抽出したという形です。

こちらの生きる力を育む教育活動の展開については、第2期大分市総合戦略の素案のほうの冊子をご覧ください。済みません。素案のほうを見ていただいて、18ページをお開きください。先ほどのSマークをつけておりました取り組みが、抽出した結果、総合戦略の18ページに記載されております。そういった整理をしているというところですね。

繰り返しとなりますが、総合戦略だけを議論していただく必要はなくて、総合計画を議論していただく中で、Sマークがついている取り組みについても地方創生につながる取り組みかどうかという視点を持って議論していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で大分市人口ビジョンと第2期大分市総合戦略についての説明を終わります。

部会長 ありがとうございます。ただいま、事務局より人口ビジョンと総合戦略の説明がありました。要点をまとめますと、総合戦略の素案の内容については、特に中身の細かいところをここで集中的に議論する必要はないということですね。

事務局 はい。

部会長 それで、総合計画と総合戦略があるわけですが、上位計画である総合計画に関する議論を行うことで、総合戦略の議論もあわせて行ったという形で進めていくということですね。間違いありませんでした。

事務局 はい、そういう進め方をお願いします。

伊藤部会長 では、そのように進めたいと思います。
それでは、今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員 このA3の紙のほうの中で、人を大切にし、次代を担う若者を育てると。先ほどから聞いていると、人口ビジョンとの関連もありますが、都市部からの転入も増加させるということも計画であるのですね。その中で、ここは教育文化が中心なので、こういう追加変更点というのが出ているのだろうけども、都市部から若い人が来る一つの大きな魅力になるのは、子育て支援の部分だろうと思います。その部分は、追加変更点ということしか書いてないのですが、その部分の施策というのはちゃんとあるんですか。

事務局 こちらには主な追加変更点ということで、新たに追加した点、あるいは拡充した点とかを中心に載せておりますので、「人を大切にし、次代を担う若者を育てる」の基本的な施策にもございますとおり、1になります。結婚から子育てまで切れ目のない支援を

行うということで、具体的な記載はございます。総合計画の中で言いますと、市民福祉部会のほうで中心的に議論をしていただくこととなりますが、教育も関連しますので、そういったご意見をいただければ、またあちらにもフィードバックしますし、共有したいと思います。

委員 そうですね。教育の部分が中心になる。ここに出ていますよね。

事務局 連携する部分もございますので、はい。

部会長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

委員 人口ビジョンの最後に将来推計で、政府の予測と大分市は、すごく大きな目標値の乖離があると思います。合計特殊出生率の最終目標を2.3で設定しているんですけども、根拠がどこかにあるのでしょうか。

事務局 2.3という合計特殊出生率は、これは実は大分県全県下で2.3という目標値を設定しておりまして、高度経済成長期の出生率とほぼ同じぐらいの、かなり野心的な数値目標にはなっております。事実、これだけの乖離がありますので、実際問題ここまで引き上げることができるのかというのは当初から議論がありましたけども、高い目標を設定して、緊急の事態でもありますので、しっかり全県挙げて取り組むということで、統一した指標にしております。

委員 それをもとに今回いろんな話し合いをしていくのに、こういった言い方しては元も子もないのかもしれないけど、ちょっと非現実的なところにそこがある以上、難しいのではないかなと思います。

事務局 現実的にはかなり厳しい数値ということは認識しております。まず、県下統一で2.3という目標設定をする中で、県都の大分市として役割と責任を考慮した中で一緒に取り組んでいるところでございます。ご指摘のとおり、2.3という目標はかなり高い目標値ではありますが、一生懸命頑張って取り組んでいきたいというところです。

部会長 志を高く持っていく、その覚悟でいくということの表明です。

事務局 これになるべく近づけるように、今後の子育て支援施策等で近づけてまいりたいと考えております。

伊藤部会長 ありがとうございました。そのほかにはいかがでしょうか。

委員 多分話がそういうことであるならば、さっきの7ページですね。大分市人口ビジョン、

7ページのところの、赤い字が転出になるわけですね。この7ページ下のところは。

事務局 グラフを数字で表したものとなります。

委員 赤字が転出超過ですか。

事務局 はい。

委員 そうすると、若い人の転出が極端に多いのですが、この理由はわかっていますか。

事務局 一番大きなのは大学進学などで、この世代の方々が県外、最も多いのは福岡となっていますけれども、福岡、東京を中心に転出しているというのが、一番大きな要因です。また、20歳から24歳の間では、特に女性のほうの転出の割合が高くなっておりません。

委員 2014年と比べると減少はしているのですね。

事務局 そうです。

委員 この理由についてもわかっていますか。

事務局 これはわかりません。データの詳しい内訳の分析はできておりません。

委員 逆に、この下のほうの15歳から19歳、15歳未満のほうの減り方が何となくばらつきがあって、押しなべて若者がどんどん減っている感じになっているのですが、この年が下の人たちというのは、これは親の転勤とかそういうものですか。

事務局 そうですね。これもちょっと理由というのはつかみきれてはいません。

委員 ありがとうございます。一応20歳から24歳の転出の理由は進学と。

事務局 また就職ですね。

伊藤部会長 よろしいですか。そのほかには。どうぞ。

委員 今のご質問に関連するんですけれども、人口ビジョンの7ページのところで、やはり転出者で一番多いのが20歳から24歳、特に女性の方が多いということですが、6ページのところで、転出先の上位、2位のところに東京都とあります。1点思ったのが、また先で21ページ、目指すべき将来の方向のところの(1)の基本的視点の中の、人口減少に歯どめをかけるための視点の一つとして、首都圏への転出者の抑制と

あるんですけども、首都圏、ここで転居先の2位の東京ということは、主に東京圏だ
と思うんですが、そこへ主に20歳から24歳、その年齢での減少ということなので、
おそらく就職関係だと思えます。向こうに行くことで、明らかに就職先の母数が増える
ということではあるんですけども、そこに行く多くの若者の転出も抑制をしていくと
いうことも、この人口減少にかけるところの視点として見込んでいるというような形で
しょうか。

事務局

そうですね。先ほど申し上げたように、特に女性が首都圏中心に、福岡などに転出し
まして、出生率も首都圏は低いので、国全体で考えますと、出生率の低い東京に行
って、人口が減るスパイラルに入っていくところもあるので、そこにまず歯止め
をかけるというのは、この地方創生の重要なポイントになっております。

事務局

それと、まち・ひと・しごとの地方創生の取り組みを進めるなかで、本市でのU I J
ターンなどの施策を進めていきまして、首都圏への転出の抑制、また大分に帰ってき
てもらうという転入者増の施策を行ってまいりたいと考えております。

委員

若い年齢で一度県外に出てというところは、なかなかやむを得ないのかなと思いま
すが、そうした意味では一旦の転出は仕方ないということで、U I Jターンでの転入者
をより見込んでいくというところに重きをより置くのかなと思ったりしています。

事務局

はい、ありがとうございます。

部会長

ありがとうございました。

それでは、ほかになければ先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

部会長

それでは、ここからが本日の主要な議題になります議事の2番目、各節の検討に入
ていきたいと思えます。

では、第1章第1節からとなりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明の前に資料をお配りさせていただきます。

(資料配付)

事務局

ただいまお配りいたしました資料につきましては、前回の総合計画、第1回の部会
のときには素案ということで冊子をお渡ししたのですが、その修正ということで今
お渡しさせていただきます。

修正箇所が5カ所ございます。該当箇所には下線を引いておりますが、まずは素案
の42ページをお開きください。そちらの動向と課題の下から3行目、そして、その
すぐ下の基本方針の1行目、幼児期の教育というところですね。こちらを修正して
おります。次に44ページをお開きください。そちらの一つ目の指標を、小中という
形で分けてお

ります。次に45ページをお開きください。45ページの動向と課題の下から3行分に二重の下線を引いてありますが、そちらと隣の46ページの教職員の指導力の向上及び働き方改革の推進の5項目目になります。こちらを前回から修正させていただいております。

これらの修正につきましては、現在同時期に見直しを行っております大分市教育大綱や大分市教育ビジョンの検討過程において修正となりましたことから、総合計画と整合性を図ることから今回修正をさせていただいております。

また、本日お配りしたA3横の新旧対照表でも、その修正を反映させていただいております。

それでは、これから素案の説明に入っていきたいと思います。

まず、各節の文章の構成について概要を説明しますと、まず、動向と課題を記載しております。それに対する2ページに、基本方針、そして3ページ以降に、主な取り組み、最後に、目標設定、指標を掲載という構成になっております。

説明は節ごとに全体を一括して行い、最後にまとめてご意見をいただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページ目をご覧ください。

具体的な説明に入っていきますが、各節ごとにプロジェクトチームの担当がいますので、ここからは担当より説明させていただきます。

事務局

よろしくお願いいたします。第1章の第1節の説明をさせていただきます。

先ほど申しましたが、新旧対照表の1ページをご覧ください。

まず、第1章のタイトルについてですが、現行計画と同様、豊かな人間性の創造としております。第1節のタイトルにつきましても同様に、生きる力をはぐくむ学校教育の充実としております。

次に、動向と課題につきましては、平成29年3月に改訂された新学習指導要領の趣旨を踏まえ、文言を追加しております。

2段落目をご覧ください。これからの学校に求められることとしまして、子供を取り巻く環境が大きく変化する中、子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、周りにいる人々、あらゆる他者と価値のある存在として尊重し、協働しながらさまざまな社会変化を乗り越え、豊かな人間性を切り開き、持続可能な社会の担い手となるように、つくり手となるようにといった内容を追加いたしました。

なお、タイトルにもあります生きる力を、文中にも挿入しております。

また、本市が取り組んでおります幼保小の連携、小中一貫教育につきましては、後ほど説明いたしますが、基本方針と表現を統一いたしました。

2ページをご覧ください。基本方針、先ほども訂正のところがあつたんですけども、幼児期の教育というところですが、国が平成29年に幼稚園教育要領、保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を同時期に改訂し、幼児教育、保育の一定の整合性を図るとともに、小学校教育への円滑な接続をこれまで以上に重視することとしましたことから、幼児教育を「幼児期の教育」といたしました。

続きまして、3ページをご覧ください。主な取り組みについてご説明します。

項目を幾つか追加しております。(1)には、基本方針に掲げております小中一貫教育の推進を位置づけました。

(2) 確かな学力では、大分市学校教育指導方針に基づき、学力の定着向上といたしました。

また、新学習指導要領において示された主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善について記載するとともに、個別指導や習熟度別指導等、子供一人一人、個に応じたきめ細やかな指導についても位置づけました。これは、現行では違うところにあったものです。

続きまして、豊かな心の育成と社会の変化の対応というところを、今回二つに分割いたしまして、(3) 豊かな心の育成、(5) 社会の変化への対応といたしました。

(3) の豊かな心の育成では、道徳が教科化となったことから、道徳科をかなめとした心に響く魅力ある道徳教育の充実を目指しました。また、福祉の心やボランティア活動に係る体験活動等を社会体験として集約いたしました。さらに、第2節、子供たちの学びを支える教育活動の充実位置づけしておりました読書活動の推進をこちらのほうに移行いたしました。

(4) 健やかな体の育成では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性に関する指導を包括的に記載し、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な健康教育の充実といたしました。

なお、歯と口の健康づくりにつきましては、新指標に位置づけたことに伴い明記いたしました。詳しくは、後ほど説明いたします。

また、防災教育、防犯や交通安全教育につきましては、2節へ移行しております。

(5) 社会の変化への対応では、1点目に、新学習指導要領において小学校で新たな教科となる英語教育の推進を記載し、2点目に、プログラミング教育が必修化されたことや情報活用能力が学習の基盤となる資質能力として位置づけられましたことから、情報教育の推進を記載しております。また、3点目に、消費者教育、環境教育と現代的な諸課題に関する教育につきまして、教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメントとして記載しております。さらに、新時代の到来を見据えたキャリア教育を推進するため、一人一人の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進も位置づけしております。

4ページ目をご覧ください。(6) 人権・同和教育の推進につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、部落差別解消のための人権・同和教育基本方針の策定により、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図ることと記載いたしました。

現行のほうを見てください。主な取り組みのうち、学校の創意工夫による教育につきましては、2節へ移動しております。また、個に応じた教育の充実につきましては、特別支援教育の重要性が一層高まっておりますことから、タイトルを特別支援教育の充実と変更いたしました。

1点目の多様な教育方法の創造につきましては、先ほど説明いたしましたが、確かな学力の定着向上の中で、個別指導や習熟度別指導等について記載しております。また、教職員も特別支援における指導力の向上を明記するとともに、医療、福祉、保健等と連

携した早期からの一貫した支援の重要性として、相談支援体制の充実について明記しております。キャリア教育、情報教育につきましては、先ほど言いましたが、(5)のほうに記載しております。

続きまして、幼児期教育・保育の充実につきましては、基本方針のほうで説明いたしましたが、ここで、幼児期教育・保育というふうに追加をしております。

5ページをご覧ください。目標設定についてです。

1点目の学力につきましては、2点目の新体力テストと同様に、小学校と中学校に分けて数値をあらわしております。現状値が2018年度の実績ということで、小学校が94.1%、これは17教科中16教科達成しているという状況です。中学校におきましては88.0%、これは25教科中22教科達成しているということになっております。目標値を小中学校ともに100%といたしました。

体力の目標値につきましては、2018年実績で小学校85.5%、中学校88.8%と過去最高となっております、目標値を超えておりますことから、上方修正しております。

3点目についてです。これまでは朝食摂取について抽出しておりましたが、昨今、市民全体の食への関心度や生活スタイル等さまざまな要因で左右されますことから、学校だけの食に関する指標というのはなかなか難しいと考え、今回新たな指標を設定いたしました。それが、先ほども説明しましたものにかかわるんですけど、歯と口の健康ということで、12歳の虫歯の本数、1人当たりという指標にしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。この後、ご質問、ご意見をいただきますが、まず質問から先に出していただいて、後で質問してはいけないというわけではないのですが、まず質問を出していただいて、その後ご意見等を賜りたいと思います。

それでは、ご質問がある方お願いいたします。

委員

1ページ目でございます。小中一貫教育の推進が求められているということですが、これは施策としては具体的にはどのような形で大分市は進んでいるのでしょうか。

事務局

例えばこの近隣でいきますと、上野ヶ丘中学校に金池小学校と長浜小学校が行くような形になるので、その3校が同歩調で、義務教育の9年間を見据えた教育をしていくということになります。学習の決まりや生活の決まりを合わせるなど、そういったところから目指す子供像を共有して、教育課程等についても、小学校だけ、中学校だけではなく、9年間見据えたということで計画をしております。

委員

一貫校をつくるときに、どうしても邪推をしてしまうのが二つあって、一つが多分、雇う人の数を整理するために小中をくっつけるのかなとか、例えば科目のカリキュラムの組み方で、おそらく一貫校になりますと、要するに小学校と中学校の科目を連携させるということで、かなり普通の小中とは違った形の取り組みになってしまうと思います。例えば高校受験等におきまして、そうした形で狙ったときに、その学校はしばらく

一つだけですよね、つくるのは一つだけ、上野ヶ丘をパイロット校にするとか。

事務局

すみません。今委員さんが言われているのは小中一貫校ということで、大分市では義務教育学校ということで碩田学園がございます。それから、大分市の小中一貫校ということで賀来小中学校と神崎小中学校、そういった学校をイメージされていると思います。学校はそのまま存在するのですが、既存の中学校区で小学校から中学校、義務教育9年間を見据えて、同歩調で教育をやっていこうということです。全市で26中学校区あり、上野ヶ丘中学校区を先ほど例に出したのですけれども、例えば王子中学校でいくと王子中学校と大道小学校と春日町小学校といった形で、その3小中学校が集まって、教職員も含めて、子供たちはいろいろ交流とかしながら教育を行っていく現状でございます。

委員

わかりました。つまり、その小中一貫というのは、そういう小中一貫校みたいな斬新的な試みではなくて、それまでの小学校と中学校の連携を強めていく、そういう意味ですね。

事務局

はい。

委員

ありがとうございます。もう一つ質問させていただきたい。今の小学校、中学校の1クラスの人数は大体どのくらいでしょうか。

あるいは、常任教員と生徒数の割合とかですね。話が先取りになるかもしれませんが、これを読ませていただくと、かなり教員への負担が大きくなっていくような気がします。この中に教員を経験された方もいらっしゃると思うのですが、今すごく負担がかかっていて、働き方改革だけではどうしようもないと思います。すると、よく言われている少人数教育の取り組みとか、先生の枠を減らさずに、一人の先生ができるだけ少ない子供を見ることによって、例えばいじめを防ぐなど、そういうことをやるという方向が叫ばれて、はや30年ぐらい経っていますが、現状1クラスの人数はどうなっていますか。

事務局

小学校につきましては。1年生と2年生を30人学級にしております。中学校も1年生を30人学級にしております。

事務局

そのほかの学年は40名です。

委員

そんなところですね。ありがとうございます。

部会長

そのほかはいかがでしょうか。

委員

3ページのところの上から(2)確かな学力の定着・向上のところでも新しく、主体的・対話的で深い学びと入っているのですが、文科省の学習指導要領の中にも同じ言葉が入

っていて、そこでその後に明確にアクティブラーニングという言葉が入っていると思います。ここであえてアクティブラーニングという言葉が削られている理由について教えてください。

事務局

文科省の学習指導要領上でも、アクティブラーニングという言葉は取られています。いわゆるアクティブラーニングということで、以前から中教審答申などで言われているのですが、実際29年3月に出た学習指導要領の中には、文言としてアクティブラーニングという言葉はございません。ただし、同じ意味ですので、国に合わせて、主体的・対話的で深い学びという文言を使用させていただいています。

委員

国に倣ってつくられているということですね。わかりました。

部会長

議論されてきた過程の中では、アクティブラーニングという言葉だったのですが、最終的に指導要領にまとめたときには日本語の、主体的・対話的で深い学びにしたということです。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

委員

現行計画の3番で、防災教育の推進に努めますと、防犯、交通安全教育の推進に努めますという部分が素案のほうに記載されていないのですが、削除した理由について教えてください。

事務局

次の第1章第2節のほうに移行しておりますので、また後ほど説明するということがよろしいですか。

委員

ありがとうございます。後ほど説明をお願いします。

部会長

では、私からも質問させていただきたいのですが、1ページ目の一番下のところにグラフと書いてあって、市立小中学校の児童数・生徒数の推移の追加というのがありますよね。これを見ると、小学校の子供たちはわずかながら増えていますが、中学校の子供たちは減少しています。この理由としては進学先の多様化というふうに受けとめてよろしいでしょうか。例えば、県立の中学校ができたり、私立の中学校ができたりしたということで、そちらに行くお子さんが増えたという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そういった理由もあります。

部会長

それからもう一つですけれども、3ページの(5)社会の変化への対応のところ、三つ目の黒丸に、現代的な諸課題に関する教育の一つとして消費者教育が入ってきています。これは納得できるのですが、これが入ってきたのは、例えば選挙権年齢が18歳に引き下げられたとか、もしかしたら近い将来、成人年齢も18歳になるかもしれないということを見越した観点からこれを入れたという理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

部会長 はい、ありがとうございます。
それからもう一つですけれども、5ページ、指標の2番目、新体力テストにおける総合評価がC以上の児童・生徒の割合というのは、これは4段階ということによろしいのですか。

事務局 5段階になっております。

部会長 5段階、A、B、C、D、Eまであり、C以上をこの数値にすると。

事務局 はい。

部会長 わかりました。ありがとうございます。
それでは、ご質問でもご意見でも。

委員 ちょっと外れるかもしれませんが、ここに書かれてありますことは、最近、教育機会確保法というのができて、フリースクールなども含んだ格好になっておりますけれども、そういうフリースクールなどを立ち上げたところにもこの計画の趣旨を生かしてもらおうというようなことを考えておられますか。

事務局 協議の上、検討させていただきます。

委員 いつも思っているのですが、箱だけ与えて、子供たちが通えればそれでいいという風潮にならなければいいなと思います。学校教育というのはそれなりに意味があるので、それはフリースクールに行こうと、学校教育を受けようと同じだと思います。何か別個の世界のようにしてしまっているのかどうかというのは常々疑問に思っています。

事務局 ご意見ありがとうございます。またそういったフリースクール等にも情報を共有するなどを検討していきたいと思います。ありがとうございます。

部会長 それでは、ご質問でもご意見でもございましたらお願いしたいと思います。
それでは私から。3ページの先ほどの消費者教育のところですが、もし、この消費者教育を先ほどのような観点で入れたのであれば、ぜひ私は主権者教育を入れてもらいたいです。国民主権というときの主権者教育、これは近い将来必ず必要になってくるものだと思います。選挙権年齢が引き下げられたということ、それから、もしかしたら成人年齢もそれにそろうかもしれないということを考えたときに、もちろん消費者教育も大事ですが、その前に主権者としての児童・生徒を育てていくという観点が必要だと思うので、個人的にはぜひ消費者教育と並んで主権者教育を入れていただければと思います。

す。

それからもう一つ3ページの同じところですが、カリキュラム・マネジメントをどこかに入れたいという気持ちはわかるのですが、ここの一文は少しつながりが悪いと思います。前段と後段が上手く繋がっていない感じがします。つまり、これを読むと、現代的な諸課題に関する教育の充実に向けてカリキュラム・マネジメントに努めまると書いてあることになるのですが、カリキュラム・マネジメントは現代的な諸課題に関する教育にのみに対応するものではないと思います。そのため、これは繋がりが悪いので、概念的に整備が必要という気がします。カリキュラム・マネジメントをどこかに入れ込みたいというのはよくわかりますが、ここは基本的に社会の変化への対応ですよ。それを考えると、この前段と後段をつなげる、それからカリキュラム・マネジメントをここに入れ込むのには無理があると思います。

後でも申し上げますけれども、カリキュラム・マネジメントについては、10ページ、第2節の教育環境の充実、地域とともにある学校づくりの推進のところの一つ目の黒丸で、学校や地域の実情を踏まえた教育課程を編成、実施するとともに、学校評価等、これは、学校の自己評価のことだと思ふんですけれども、それを通した特色ある教育活動を展開すると。これはかなりカリキュラム・マネジメントの考え方に近いですよ。教科等横断で、教育内容組織的に配列するというだけじゃなくて、そのPDCAサイクルを確立するであるとか、学校内外の人的・物的資源の活用ということを言われていて、言葉の上から言うところが一番近いような気がしますので、社会の変化への対応のところではなくて、カリキュラム・マネジメントはこちらに持ってきて位置づけたほうがすっきりするのではないかなという気がします。

そのため、消費者教育、主権者教育、環境教育など現代的な諸課題に関する教育の充実を図りますと、ここはこれで切っておいて、カリキュラム・マネジメントは別のところで位置づけたほうがすっきりするのではないかと思います。

それから、あわせて用語解説も必要であると思いますので、よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。検討いたします。

部会長

それからもう一つ、これは要望ではないのですが、指標の三つ目に、12歳の虫歯本数という指標があります。これは歯と口の健康づくりということで、そのとおりですが、実は、虫歯の本数というのは、貧困家庭の子供が多いというデータがあります。家庭の経済的な状況によって健康格差が存在するということがわかっていますので、指標としてはこれでいいと思うのですが、ただ単にフッ素を入れるとか、歯と口のレベルだけではなくて、例えばスクールソーシャルワーカーの活用を含めた包括的な取り組みをしないと、この本数は減っていかないと思いますので、そこをしっかりと踏まえた取り組みをお願いしたいと思います。単に、歯の話ではありません。家庭の問題も入っていますので、包括的な視点での取り組みをお願いしたいと思います。

私からは以上です。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

各委員

(なしの声)

部会長

それでは、次の第2節について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料につきましては、次のページ、新旧対照表の7ページをご覧ください。

第1章、豊かな人間性の創造のうち、第2節になりますが、子どもたちの学びを支える教育環境の充実につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、動向と課題についてですが、学校教育におきましては、複雑化、多様化する教育課題への対応が求められているところでございます。子供たちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子供の貧困対策に係る支援の充実や学校内外における安全対策など、時代の変化に対応した教育環境の整備の必要性について記載をしております。

また、学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、一体となって取り組むなど、地域とともにある学校づくりの推進の必要性について記載をするとともに、学校における働き方改革の推進につきましても記載をしているところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

基本方針になりますが、昨今のさまざまな社会情勢の変化が起きる中、時代の変化に対応し、子供たちに質の高い学びの場の提供が求められていることから、文頭にその旨の記述をしております。

続きまして、9ページをご覧ください。主な取組につきましては、先ほど説明をしました動向と課題、基本方針に示した内容を踏まえまして、記載内容を一部修正し、現行計画と同様の4項目としております。

まず1点目の、すべての子どもの学びの保障につきましては、日本語指導や医療的ケアなど配慮を要する子供たちに対する支援を追加しております。

2点目の、時代の変化に対応した教育環境の整備につきましては、学校施設の老朽化対策や学校の適正配置など、施設整備における基本的考え方を踏まえた記載内容を修正しております。また、昨今の通学路などの安全対策が求められている状況を踏まえ、学校内外における安全対策の充実を記載しております。

先ほど林委員から話もありました防災教育等につきましては、こちらのほうに記載しております。

3点目の、教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進につきましては、大学との連携による資質能力の向上、学校における働き方改革の推進につきまして記載しております。

次に、10ページをご覧ください。4点目の、地域とともにある学校づくりの推進につきましては、新学習指導要領に示された社会に開かれた教育課程の基本理念を踏まえ、開かれた学校から一歩踏み出した、地域とともにある学校づくりを推進していくため、記載内容を修正しております。

次に、11ページをご覧ください。目標設定につきましては、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応が今後も求められていることから、不登校児童・生徒の出現

率を新たな指標として設定をしております。また、小中学校の普通教室への空調機設置に関する指標につきましては、今年度で空調機設置は完了し目標達成することから、小中学校のバリアフリー化などへの対応として、小中学校のトイレ洋式化率に変更しております。教職員を対象とした放課後講座の受講者数の指標につきましては、2018年度実績において既に目標達成していることから、地域とともにある学校づくりを推進する上で重要となる学校運営協議会の設置に指標を変更しております。

第1章第2節に関する説明につきましては以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見をお願いします。

委員

11ページの指標の教職員の資質向上等というところで、現行計画では、教職員を対象とした放課後講座の受講者数がありますよね。今、学校現場で非常に年齢格差といいますか、退職者が増えて中堅層が少なくなっているという中では、この放課後の講座は非常に今人気が高いわけですね。それを指標から消したのはなぜですか。

事務局

こちらの指標につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、大量退職等もありまして若年層の教職員の数が増えているところでございます。当然、若年層の教職員に対する資質能力の向上ということで、放課後講座を含め、あらゆる研修の機会を提供する中で、資質能力の向上というところは努めていく必要があるとは考えておりますが、前回の計画の中でこの指標につきましては目標値を達成したこともありまして、指標から外しております。しかし、当然この放課後講座等も含めての研修の取り組みをおろそかにするというわけではございません。今回、指標につきましては学校運営協議会の設置ということで、地域とともにある学校づくりというような観点の重要性等もありますことから、新たに指標変更しているというようなところで考えております。

委員

わかりました。

では、別の質問ですが、9ページへ戻って教職員の一番下のところです。教職員の働き方を見直してという部分で、最後に、学校における働き方改革を推進しますと記載しているのですが、何か前段の文章と働き方改革が結びつかない感じがします。具体的に言いますと、自らの授業を磨くとともにという、ここが研修に関わることだろうと思いますが、それをすればするほど時間が要るわけですね。それが最後に、働き方改革を推進しますというように書かれているで、どういう働き方改革を考えているのか、この文章はどのように考えているのか。少し矛盾したことが書いてあるよう思えます。

事務局

学校現場においては、複雑化、多様化する教育課題への対応ということで、子どもたちに対する指導をはじめ、さまざまな業務が先生方に関わってきております。働き方改革を推進する中で、当然子供たちと向き合える時間を確保することも大切ですし、先生一人一人が働き方の意識の見直しを図り、働き方改革によって生まれた時間をご自身の自己研鑽や資質能力の向上などの時間に充てていただき、より良い教育活動につなげていくことも重要になります。そのよう中、学校における働き方改革を、学校と教育委員会等が連携する中で進めていかないといけないという思いからこのような文章にしております。

委員

そのほかにもいいですか、少し意見も入りますが。

先ほど委員の意見にあったのですが、やはり教職員がそれだけ研修して、子供に向き合う時間を確保するためには、一つは人材が豊富にあるということが重要だと考えます。つまり、教職員1人当たりの子どもの数を減らすことによることなど。今、聞いていると、どうも教職員の自己責任において、その時間を作るような感じがしているので、そうではなくて、人材を確保する。教職員の数は県教委の責任になるので、市の施策には盛り込めないけど、スクールソーシャルワーカーや、特別支援の補助教員、こういったのは市の予算でできるわけですから、そういったのを増やすことによって、教職員に余裕を持たせることが重要ではないかと思います。

そのため、総合的に考えると、学校における働き方改革というよりも、人的支援などの施策を推進するという言葉のほうが良いのではないかなと思います。何かこのままいくと教職員の自己責任の中でやっていきなさいという感じにとられてしまうので、働き方改革を含め、そういった教育活動を行うことができるような施策を推進するか、何か少し言葉を変えたほうが良いような気がします。

事務局

こちらの部分につきましては、市のほうが学校における働き方改革を推進するという考えに基づいて記載しております。現在、人的な支援というところで、スクールソーシャルワーカーの配置等も実施しており、学校における働き方改革につきましては、市教育委員会において、計画を策定する中、取り組むべき施策等をその計画に基づいて実行しているところでございます。ここの部分の表記につきましては、中教審からの答申も踏まえての内容となっておりますが、一度、記載内容について検討させていただきたいと思っております。

委員

はい、わかりました。

部会長

そのほかいかがでしょうか。

委員

11ページの不登校に関する出現率の目標値についてですが、これは現状値と目標値が示されております。これ以前の、現状値に至るまでの参考値がありますか。

事務局

28年度と29年度が手元に数字があります。28年度、小学校につきましては、0.56、中学校につきましては、3.89です。

委員

ありがとうございます。おそらく増加傾向であることは間違いないと思っておりますし、方針についてもおそらく登校については、行けない場合には行かなくてもよいというのが時代の流れにもなっていると思っております。しかし、教職員たちはそれでは悪いわけで、何とかそれを解消しようとするため、そこにすごく担任の教師に負荷がかかっていると思っております。そのため、これは働き方改革の一方で考えなければいけない部分ではありますが、言いたいことは、目標値として現況より下げるという目標を、果たしてここに明示する

のが妥当かどうかというのが一番気になる場所です。おそらく増えていくのは間違いないと思いますので、自然増というのと、この大きなギャップを本当に埋められるのか、目標とするべきなのかどうかというのが少し気になる場所です。

もう一点ですが、学校運営評議会の現況の24校というのは、小中83校合わせて24校と考えてよろしいですか。24校の小中学校の内訳について教えてください。

事務局

後ほど、確認してお伝えします。

委員

というのが、私が関係した学校でもまだ評議委員会ですので、おそらく学校運営協議会になることによって随分機能が上がるのではないかと思われますが、一方で、先ほど小中一貫教育のことがあったのですが、自治会と校区とのずれというのを解消しないといけないと感じます。この学校運営協議会をせっかく設立するので、そのずれの解消というのも同時に考えていくと、より良いのではないのかなと思いました。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんか。はい、お願いします。

委員

防災教育と防災対策の推進に努めますと表記していただいておりますが、今、学校現場でも防災で、震災などあったときに受け渡しなどの対策を常に行っているようですし、防災対策に対しても地域では地域ごとに自治委員を中心に行っています。ただし、市全体が連携をして防災対策を行うということを、まだ聞いたことがございません。これから先、そういうビジョンに入っていくのであれば、大分市は県との窓口になっておりますし、特に私たちが居住している地域は、高校もあり大学もあります。そうしたときに、帰宅困難者の問題もありますので、そういう総合訓練的なことを推進するということはできないのだろうかと思えます。ただ、学校で親御さんに小学校、義務教育内で、安全にお返しするというのも一つですが、ほかの地域、部署との兼ね合いで推進も考えていただくと、安全安心によりつながっていくのではないかなと思えます。

それからもう一点、防犯の部分では、ほんとうに現在地域で、子供たちの見守り、学校や地域の方々もそうですし、不審者事案がありましたら即動ける状態にはなっております。20年ぐらい前とまた違うのは、そういう事案が少なくなってほんとうに安心ですというところはあるのですが、急に不審者が出て、私たち地域で対応しても、その後の、不審者が処理できましたという連携ができてないですね。いつまでも私たちがパトロールしている現状もありますし、それが無事に終わりましたという報告をいただければ、地域で子供たちを無事に家に帰すことができるし、一般の方々も家庭に帰すということもできるため、そういう連携も広めていただきたいと思います。それから、児童虐待未然防止、書いておりますが、その部分で、虐待というのはやはり地域から発して、学校との連携の中、その先の連携はどうなっているのかなと。やはりほかの子供の支援、子育て支援もあるだろうし、家庭内のことで、警察との連携もあるのではないかなと思えます。そのため、そういうことをつなげていかないと安全安心というのは完結しないの

ではないかと思ひます。ぜひ課題として素案の中に考へて入れていただければと思ひます。お願いいたします。

部会長 何か今事務局より回答はありますか。

事務局 おっしゃるよう、防災教育につきましては、子供たちの教育だけじゃなくて、自助・共助・公助とありまして、地域、あるいは行政同士、県との連携が必要になります。部会としては防災安全部会がありまして、そちらで主体的に中心になって議論されますので、今、林委員さんからいただいたご意見はまたそちらの部会につなげてまいりたいと思ひます。

あと、防犯面のご意見につきましても、同様に防災安全部会のほうで議論されるところでありますので、その辺の情報共有はしていきたいと思っております。

以上です。

部会長 ありがとうございます。

そのほかご意見ございますか。

では、私から幾つかありますけど、まず、7ページの2行目のところに、「学校が果たすべき役割が大きくなる」と書いてありますが、これは本当にそのとおりで、学校に頑張ってもらいたいと思うのですが、無制限に拡大しないようにという配慮も必要だと思います。そのため、役割が大きくなるということは拡大するイメージになってしまうため、例えば、役割の重要度が増すとかにして、何か二次元的に拡大するようなイメージを持たれないほうが良いような気がします。

それからもう一カ所。3段落目に「学校、家庭、地域社会が目標や課題を共有し、一体となって取り組む」とあります。これは間違っただけを言っているわけではないのですが、私が心配するのは、一体となつてと目標を共有するのは良いと思ひます。一体となつてというときに、社会が学校化して、地域社会までが学校化してしまう、家庭も学校化してしまうと、子供はもう息が詰まると思ひます。地域社会は学校と違う存在として存在してくれているから、子供はそこで色々のびのびと活動できるということもあるので、それぞれの違いや特徴を生かしつつということですよ。学校は学校だから学校、地域社会は学校とは別にあるところに意味があり、家庭も、それが家庭だからこそ意味があります。それぞれ意味があるので、一体となつてと言ったときに、子どもが生活する環境全部が学校的なものになってしまうと、ちょっと辛いかなという気もするため、それぞれの違いや特徴を生かしつつということがわかるような表現になると良いと思ひました。

それから、働き方改革のことで、まず質問ですけれども、現在、大分市の小中学校の先生方の出勤・退勤の管理は何か新しい取り組みがされているのでしょうか。

事務局 出退勤の管理については、昨年の12月に教職員出退勤管理システムを導入しており、先生方がカードリーダーにカードをかざす形で打刻できるようになっております。また、学校外の課外活動や持ち帰りの部分につきましては、先生方から申告をいただい

た分をシステムに入力して管理しております。

部会長 退勤の時刻はきちんとなってきているのでしょうか。

事務局 退勤につきましては、毎月第1、第3水曜日に全市一斉定時退勤日を設定しております。各学校においては、学校ごとに閉庁時間の目標を設定するなど、校長等の管理職の方から呼びかけ等をしていただいたりしております。

部会長 わかりました。ありがとうございました。

教員の働き方改革ですけれども、これは単に先生方に時間的な余裕を持たせるとかいうことだけではなくて、もう少し大きな観点で言うと、日本の学校の先生方の、それぞれ働き方とか役割の問題もあると思います。

例えば、日本でもやっとスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとかスクールロイヤーが入ってきているのですが、例えばアメリカの学校は昔から分業となっていて、教師はほんとうに学習指導に専念できるんですね。例えば進路指導する人はガイダンスカウンセラーとか、そういういろんな人たちがいてくれています。それは良さも良くないところもあるのですが、日本の先生方は全て何から何まで引き受けてしまう。そして、社会もそれを期待しているという現状があります。そのため、ぜひスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携とか、そういうことも含めて取り組んでいただきたいなと期待しています。

働き方改革ができれば、先生方が楽になるということではなくて、指導の質が上がるわけですね。指導の質が上がる、そして、ひいては良い人材の確保につながる。ひところ、学校ってブラックではないかのようなことが言われて、教員になりたいのに、そこまで耐えられないかもしれないということで方向転換してしまうような若者も今どきいると思うので、そのあたり、普通に働いて、当たり前で子育てもできてという環境になっていっていただければ良いと思います。

卒業生のお話を聞くと、相当きついという先生がいます。学校によって随分違うんですね。管理職の考え方や声かけによって、比較的すぐに帰られる学校とそうでない学校がある。これも、ただ早ければいいというものでもないのですが、ほんとうにいろんなところで先生方が大変になってきているので、働き方改革はぜひしっかり進めていただきたいと希望しておきます。

それから、9ページです。すべての子どもの学びの保障の黒丸の最後のところに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと出てきているのですが、大変細かくて申しわけないのですが、これは順序を入れかえたほうが良いと思います。スクールカウンセラーは平成7年から事業として始まっていて、スクールソーシャルワーカーはその後ですよ。

事務局 実は、市が行っている施策がスクールソーシャルワーカーの配置で、県がスクールカウンセラーを配置しているということがあるので、大分市の総合計画ということであえて逆にしていたのですが、検討いたします。

部会長 なるほど。指導要領にも心理と福祉の専門家という順序で書かれているので。そこま
で意固地にならなくてもよいのではと思います。

委員 それに関しては、私、スクールカウンセラーをしていますので。大分市がスクールソ
ーシャルワーカー事業に積極的に取り組まれていますので、現行計画の中では、スク
ールカウンセラーを除いていますよね。スクールソーシャルワーカーという言葉だけが書
かれています。考えてみたら、その前に、不登校対策等、生徒指導上の諸課題につい
ては、生徒指導上の問題を抱えたお子さんとか心の問題を抱えたお子さんです。ソーシ
ャルワーカーの場合は関係機関とつなぐとか、そういうことに少し軸足を置いた関わり方
をしますよね。これを混同すると、スクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラ
ーのような仕事をしたりするなど、トラブルを起こすことがあります。「心理の訓練受
けていないのに心理テストするのかなど」。ある種、職種の境界を越えるようなこと
になりかねませんので、たかが順序ですが、スクールカウンセラーが指導上の問題に一番
先に関わって、その後、今度は関係機関との連携が必要なケースが出てくる可能性があ
るということで、そのほうが良いのではないかなと思います。しかも、スクールカウ
ンセラーは大分市で多く勤務していますよね。

事務局 順番については検討したいと思います。ありがとうございます。

部会長 それと、同じページの真ん中あたりに、児童虐待等の未然防止と書いてありますよね。
ここで質問ですが、虐待は、実の親から受けている子供も少なくないですよね。そう
いうときに誰かに訴えるということが大事ですが、そういう教育とか指導、児童・生徒
に対するプログラムというか、そういうものは今現在されているのでしょうか。

事務局 虐待等については、学校生活の中でも担任が子供の変化の様子とかに一番気づきやす
いところもあります。それから、虐待に特化したものではないですが、子供に対
しては色々なアンケートを学期に1回行うなど、子供の心の様子など、そういったもの
を把握できるよう取り組んでいます。

部会長 そのような方法で把握しているということですね。ありがとうございます。
それから、10ページの上のところは、先ほど申し上げたように、ここで社会に開か
れた教育課程という言葉が出てきたので、カリキュラムマネジメントについてはここに
位置づきそうな気がしますから、ぜひ検討していただければと思います。

そして、指標です。11ページ。まず、学校運営協議会の設置校を24校から全校に
するという、かなり野心的な数値だと思うのですが、私は方向性としては良いと思っ
ているので、ぜひ頑張ってくださいということです。

それからもう一つですが、小中学校のトイレの洋式化ですね。これも確かに教育環境
として大事だとは思いますが、この第2節ですと書かれていることというのは、物
的な環境もちろんあるのですが、社会的な環境ですよ。数多く書かれているのは社

会的な環境のことで、それが指標のところでききなり物的環境の、しかもトイレと。大事ではないとは言わないけれども、いきなりこれが出てくると、やはり私は少し違和感があります。ほかに何か良い指標はないでしょうか。例えば犯罪や虐待の未然防止であるとか、あるいはそれこそ教員の働き方改革に関する事とか、何かもう少し指標を工夫していただいたほうがいいような気がしました。

私からは以上です。

そのほか、ご意見ございませんか。どうぞ。

事務局 先ほど委員から、学校運営協議会の小中の校数の内訳はとのご質問について回答いたします。2018年度は小学校9校、中学校14校、義務教育学校1校の合計24校となっております。

事務局 2019年、今年度については、小学校が22校、中学校が16校、義務教育学校1校となっております。39校まで今年度増える予定となっております。

部会長 ありがとうございます。
そのほかはよろしいですか。

委員 先ほどと重なりますが、働き方改革で9ページのことを私は言ったのですが、7ページも全く同じように、最後の3行目にあるので、そういった観点から、働き方改革という色々な施策ということで考えてほしいと思います。先ほど部会長が言ったように、今現場の中でいろんな立場の人たちが協力し合う、いわゆるチーム学校という考え方がこれから大事だと思うのですが、そういった考え方をここに入れることはできないですか。

事務局 一度内容については検討させていただきたいと思います。

部会長 それでは、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

部会長 それでは、第2章について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 新旧対照表18ページをお開きください。第2章、個性豊かな文化・芸術の創造と発信についてご説明いたします。

まず18ページ目、動向と課題でございますが、国が平成29年6月に、文化・芸術の振興についての基本理念並びに国地方公共団体の責務を明確にした文化芸術振興基本法を一部改正し、文化芸術基本法として公布、施行いたしました。この改正法の中で、文化・芸術の施策の推進に当たっては、文化・芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野における施策との有機的

な連携が図られるよう配慮されなければならないとされたことを受け、記述内容を修正しております。

また、後段では、地域まちづくりビジョンにおいて、地域の伝統行事などを生かして地元を活性化していきたいというご意見が多くありましたので、文化財や伝統文化の保存、活用、継承に加えて、地域の振興や活性化につなげるとしております。

次、ページ飛びまして20ページをご覧ください。基本方針ですが、国が法を改正したことを踏まえ、幅広い分野との連携を視野に入れた基本方針とし、また、郷土を愛する心を育み、一体感を醸成することは、文化・芸術を振興する上で重要であるとし、その旨を記載しております。

次に、21ページをご覧ください。主な取り組みになります。

まず、全体の構成ですけれども、主に21ページ、一つ目の見出しである独自の文化・芸術の創造と発信、次ページ、一つ目の見出しの、文化・芸術活動の振興と活用になりますが、今回それぞれの見出しと内容が合うように、取り組みの掲載箇所を一部移動させたほか、国の動向等を踏まえ内容を修正したものになっております。

21ページにお戻りください。独自の文化・芸術の創造と発信の2点目では、文化・芸術のイベントの充実に加えて、にぎわいの創出と地域経済の活性化を図るとしております。4点目の大友氏、府内城址などの歴史的文化遺産を生かした取り組みについては、情報発信にとどまらない新たな広がりを見せていることから、内容を追記しております。最後の5点目は、国が文化芸術基本法で示した幅広い関連分野との連携について記載をしております。

次、22ページをご覧ください。文化・芸術活動の振興と活用の2点目では、すぐれた文化・芸術に触れる機会の提供だけでなく、若手アーティストやグループの活用を進めるCIAO!展などの開催など、活動発表の場を提供することで、豊かな人間性や創造性を涵養し、次世代の文化・芸術の担い手を育むとともに、活動団体やアーティストの活用に努めるとしております。

次に、22ページ、二つ目の文化施設の整備・充実については、3点目では、J:COMホルトホール大分やコンパルホールなどの文化施設においては、イベント情報や一般の貸し館利用に対する施設情報の提供だけではなく、施設の特性を生かしたコンベンション施設としての周知、利用の呼びかけを行っていることから、施設情報や文化芸術活動など、さまざまな情報の提供に努めますとしております。

4点目では、資料の収集、保管、調査研究、教育普及などの機能の充実について記載をしております。

次に、23ページをご覧ください。一つ目の文化財の保護、保存、活用については今回変更等はございませんが、文化財の適正な保護や調査、情報提供、機能の充実、市民の学習・交流の場の提供について記載をしております。

次、23ページ目、二つ目の伝統的な芸能、行事の保存・継承ですが、2点目として伝統芸能や地域固有の行事を通じ、その地域の歴史を知ることは、地域の愛着を育むことにつながるため、伝統芸能や地域固有の行事などを通じ、地域に対する愛着を育むとともに、市民相互の理解を深めて地域の活性を図りますとしております。

最後、24ページをご覧ください。目標設定でございますが、一つ目の文化ホール利

用者については、現行の目標値を引続き設定をし、大分市美術館、アートプラザ、資料館の利用者数につきましては、大分市教育ビジョン2017において、既に2024年度までの目標値を設定しておりますので、その数値に変更しております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容についてご質問、ご意見ございましたらお願いします。

委員

素朴な質問で笑われるかもしれませんが、前々から感じておりましたけど、大分市にコンパルホールがありながらホルトホールをつくるというメリット、何かわざわざ別に作る必要があったのか。無いとは思いませんけれども、何か意味があるのでしょうか。

それから、美術館ですけど、大分市美術館があるのに県立美術館もつくるのは。統合すればよかったのではないのかな。何かそれなりの理由があるのだらうと思いつつ、様子を見ておりました。これにアートプラザというものもあるのですが、何かメリットがあるのかな。空き地を駐車場か何かにしたほうが、大分市は駐車場少ないから良いのではないかと思ったりしました。

素人の発想ですけど、何かその辺見解を承りたい。

事務局

ホルトホール大分の設立についてでございますけれども、当初大分市の文化・芸術に関する拠点としては、城址公園内にあった文化会館のほうがメインだったと思えますが、老朽化に伴い廃止という決定を受けて、さらなる文化拠点の設立に向けて協議をされる中で、1,000人規模等の収容が可能なホールが大分市には無いということもありまして、そういった観点から設立の議論が始まったということがあります。

委員

コンパルホールを無くすとかいうのはなかったのですか。人件費の問題とかいろいろあると思うのですが。

事務局

コンパルホールは引き続き、30年以上の歴史がある中で市民に親しまれている施設ということで、かなり利用率の高いものになっております。ホルトホール大分については福祉分野であったり、産業分野であったり、新たな視点で複合文化交流施設という位置づけで、新しい取り組みとして行っているということもありますので、地域に根差したコンパルホールと、全市的な内容で進めているホルトホール大分ということで位置づけはしていきたいと思っています。

委員

そうすると、市民の方に選択肢を増やしてあげた、そういう意味ですね。

それから、中に図書館がありますよね。図書館がホルトホールにあり、また県立図書館がある。これも幾つか、たくさんあるほうが良いということですね。

事務局

そうですね。図書館につきましても、先ほどコンパルホールのお話がありましたが、老朽化ですとか、蔵書を見ていただくとわかるように、スペース的にも非常に限られた

ものだったのが、ホルトホールの図書館はスペースも大きいですし、蔵書的にも増えまして非常に充実したものになっております。

委員 市政の問題で、議員さん方が議論することですけど、スクラップアンドビルトすると、予算の節約になり、人員の配置も少し合理化、簡素化できるのではないかといろいろと考えるのですが議論は無かったですか。

事務局 いろいろな議論をしてから、教育の面でも重要な社会教育施設になりますので、そういったものを充実という形でホルトホールに設置するということになりました。

委員 わかりました。

部会長 文化・芸術にお金をかけてくれているということですね。個人的には私、美術館も県と市があって良いなと思っています。それぞれ特徴がありますよね。大分市のほうはすごくアイデアがいいなと思うことが時々あります。アイデア勝負で、おもしろいところから来たなと思うところがあったりします。私はやっぱり二つあっていいなと思っています。やはりそれだけ世界が広がるわけですからね。県は県で良いと思うし、市もすごくアイデア練ってきているなと思いますので、ありがたいことだと思っています。ほか、いかがですか。どうぞ。

委員 24ページの数値についてですが、何かおかしくないですかね、それぞれ。例えば一番上の文化ホールの分ですけど、年度をずらしたというのはわかりませんが、2015年に39万1,000人が41万7,000人でしたという現状値、現行計画に対して、2018年の数値を持ってきて、これは2015年度より少ないものになっていますね。そして、目標値は19年度の見込みと同じということは5年間増やさないと見ていいのでしょうか。説明をください。

事務局 当初、現行計画の2019年度見込み41万7,000人というのが、過去3年間の利用者の伸び率を求めまして、それを基準年度に掛けて求めた数値に、国民文化祭が開催されるということが内定しておりましたので、その分の含みを持たせて41万7,000という目標値を当時設定をしていました。現状値として、2018年実績は2015年実績を下回る形にはなっておるんですけども、ホルトホール大分が開館した平成26年度から平成30年度までの各施設の最高利用者数、最高値をそれぞれ足し上げてみると42万6,000人ほどになりますので、各館がそれぞれ最高値を目指すということで動けば、現行の41万7,000というのは十分達成できると判断いたしまして、目標設定値は今回変更しないということにしております。

委員 そういった見込みだったのですね。目標見込みで、達成した数とは全然違ったわけですね。それにしても、今説明の中で聞きそびれたかもしれないですけど、39万1,000人から現状値は減少したのですね。

- 事務局 はい。2018年度がまさしく国民文化祭の開催年度で、当初、我々としても利用者数が増えるとは思っていたのですが、平成30年10月6日から11月25日までの1カ月以上かけて国民文化祭が開催される中で、週末の金土日を国民文化祭用ということで各施設に国民文化祭の予約を入れました。実際、事業を展開していく中で、3日間フルで使うということがなかなかなくて、事業の準備であったり、リハーサルであったりで利用したことで、観客が入らない利用ということが多々ありまして、稼働率は上がっているのですが、利用者数は落ちることが今回大規模イベントを開催するとき起こるということがわかりましたので、見込みとは違って下がってしまったということになっております。
- 委員 歴史資料館はどちらかという、長期計画の中で少し伸び悩み傾向にあると考えていいんでしょうね。結構です。ありがとうございます。
- 部会長 よろしいですか。ほかにはございませんか。
- 委員 21ページのところの黒丸の3番目のところですね。身近な場所で気軽に文化・芸術に親しむ触れ合うことができる環境づくりとあるのですが、この身近な場所で気軽にとというのは、24ページにある、例えば美術館とか、あとコンパルホールやホルトホール大分などのことをイメージで指しているということでしょうか。
- 事務局 今、大分市のほうでは、身近な場所で気軽にとということで主に、どこでもコンサートという形で、あえてこのコンサートホールとかを飛び出して、公民館や支所等のフロアでやってみたりとか、あとは景色のいい田ノ浦ビーチなどの人工島でコンサートやってみたりとか、あと歴史を感じられる場所ということで、仮想天守イルミネーションのもとでコンサートを行ったりなど、コンサートホールを飛び出して、未就学児からお年寄りまで誰でも無料で観覧ができるコンサートというのをやっております。そういったものをイメージして、誰もが気軽にとということでこの記述にしております。
- 部会長 ほかにいかがでしょうか。
- では、一つだけ質問させてください。22ページの一番下のところ、資料の収集・保管、調査研究、教育普及などの機能充実を図りますということで、これはやはり人が必要だと思えます。学芸員さんとか研究員とか、現状で何かこの機能を担っている方がどれぐらいいるのか、わかれば教えていただけますか。
- 事務局 美術振興課でございます。美術館には学芸員が5名おります。展示会の企画、運営、立案や、ここに記載されております作品の収集・保管、調査研究を担っております。教育普及の面而言いますと、中学校の美術の教員が指導主事として1名配置をされておまして、その者がさまざまな子供たちへの実技講座とかの企画運営を担っております。

部会長 歴史資料館には、そういう職務の人はいらっしゃらないのですか。

事務局 歴史資料館にありますが、今人数についてははっきりお答えできません。

部会長 いらっしゃるのはいらっしゃるのですね。

事務局 はい。学芸員のほうです。

部会長 学芸員。はい、ありがとうございます。
そのほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 (なしの声)

部会長 基本的には、今どきの言葉で言えば、アートマネジメントの発想に基づいて、文化・芸術そのものの価値を各方面向上したりするだけではなくて、そのことを通して、社会のいろいろな領域にその価値を広げていって、社会を活性化するといえますか、そういう視点で取り組まれていると思うので、ぜひ進めていただきたいと思いました。
それでは、第2章はここで終了してよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

部会長 それでは、議事の3、その他について、事務局からお願いします。

事務局 それでは、議事の3につきまして、まず1点目に、今後の部会スケジュールについてご説明いたします。A4縦の教育・文化部会の今後の予定をご覧ください。
前回、第1回の部会後に、第3回以降の日程調整表をご提出いただきましてありがとうございました。委員の皆様方からご提出いただいたものをもとに、第3回以降の日程案を決定いたしております。
第3回につきましては、10月7日の午後に都合がよい委員さんが最も多くございまして、また、当初都合が悪かった委員さんにつきましても、夕方4時半以降であれば出席できる委員さんが多くいらっしゃいましたので、開始時間を16時30分とさせていただきます。場所につきましては、また今後決定した後に開催案内等お知らせしたいと思います。

委員 7日は出席できないので後で言おうと思ったのですが、社会教育のところでどうしても言いたいことがあるので。

事務局 申し訳ございません。後ほどその旨の、質問事項等記入様式の説明をしますので、少々お待ちください。

委員 はい、わかりました。

事務局 申しわけございません。
また、第4回につきましては、部会長、副部会長の日程を軸に調整を行いまして、現状では10月28日の9時30分開始としております。第5回は現時点で予備日とさせていただきますが、11月11日が多くの委員さんの都合のよい日であったため、現時点で設定させております。
また、各回の正式な案内文書につきましては、その都度送付いたしますが、ご欠席、またご都合が悪くなった場合には、事前に事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。
今後の予定につきましては以上となります。
次に、A4縦の資料、質問事項等記入様式をご覧ください。
次回の部会までに1カ月以上の期間がございますので、次回議論していただく章、節の内容につきましてご一読いただき、ご質問やご意見等がございましたら、教育・文化部会質問事項等の記入様式に記入していただき、事務局まで提出していただきたいと思っております。また、本日議論いただきました第1章第1節、2節、また第2章の内容につきましても、改めてご質問、ご意見等ございましたら記入していただければと思います。
いただいたご質問等に対して、次の部会において事務局から回答をしたいと考えておりますので、9月20日金曜日までに事務局まで提出していただけますと助かります。
本様式は、メールでも委員さん宛てに送付いたしますので、提出につきましては、メールまたはファックスでお願いいたします。
その他の連絡事項につきましては以上となります。

部会長 ありがとうございます。この様式については、ワードでも様式を送っていただけるということなので、手書きをしなくていいようにしていただけるということです。

委員 この様式を提出してということなんだけど、次がもう提言書の提案ですよ。

事務局 提言書の提案は第4回目になります。まだ案にはなりますけども。

委員 案ですね。では、最後に意見は言えるのですね。

事務局 はい。また、委員には別途、個別に事前にお話をお伺いして事前レク等行わせていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

委員 せっかくだから発言したらどうですか。

事務局 今、お伺いしても大丈夫です。

委員 後で書きますけど、要は、科学館のことを全く書いてないので。実は前々回でしたか

の総合計画には載っていた科学館という言葉が、いつの間にか無くなっている。議会の中でも実は科学館をつくってほしいという市民から、幾つかの団体から陳情が出ているわけですね。それについては、不採択にもしてないですし、継続で今審議しているところですが、この前も科学館の視察に、議会の文教常任委員会で行っています。今、検討中ということなので、そういった市民のニーズを考えたときに、ぜひ科学館の設置に向けた取り組みを書いてほしいと思います。県立でも市立でもいいので。そういう意味では、15ページのところの一番上の社会教育施設、そこら辺に何か少しそういう雰囲気のある言葉を入れてほしいなと思います。具体的にこういうふうにしてほしいというのは、また提案したいと思います。そこが一番言いたいことです。

事務局 次回までに事務局で検討いたしまして、また事前にご都合のよい日に説明をしたいと思っております。お願いいたします。

部会長 それでは、議事については以上となります。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 伊藤部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第2回教育・文化部会の会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。